

総会運営規程

平成24年4月1日：施行

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人熊本県サッカー協会（以下「本法人」という。）の総会に関する事項を定め、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(招集手続)

第2条 総会を招集する場合には、定款又はこの規程に別段の定めがある場合を除き、理事会は次の事項を定めなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
- (3) その他法務省令で定める事項

2 総会を招集するには、会長は、総会の日から2週間前までに、正会員に対して、前項各号に掲げる事項（次項により総会参考資料に記載した事項を除く。）を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

3 会長は、総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

(決議できない事項)

第3条 総会においては、予め総会の目的として通知された事項以外の事項については決議することができない。

(決議方法)

第4条 総会の決議は、法令又は定款若しくは他の規程の定める決議方法に従ってしなければならない。

(議決権の代理行使)

第5条 正会員は、他の正会員1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する方法として委任状を本法人に提出しなければならない。

(議事録)

第6条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事の選任若しくは解任又は辞任についての監事の意見
 - ロ 監事が辞任後最初に招集された総会で述べる辞任した旨及びその理由
 - ハ 監事による調査結果の報告
 - ニ 監事の報酬等についての監事の意見
- (4) 総会に出席した理事又は監事の氏名
- (5) 議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項を準用する第121条第1項に定める一般社団法人の設立の日から施行する。